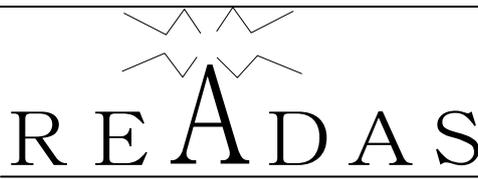


第 4831 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 10月 10日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税アップ対策のすまい給付金

Q：消費税がアップされたときの対策としてすまい給付金が手当てされるようですが、どのようなものなのですか？

A：次のようなものです。

【解説】

消費税が増税される際には、住宅ローン控除が拡充されますが、所得が低い層には恩恵が少ないことから、すまい給付金が検討されています。給付金の対象となる者は、住宅ローンを利用しない50歳以上の現金取得者で一定の収入以下の者となっており、床面積要件その他の要件を満たさなければなりません。

給付額は、住宅取得者の収入、具体的には都道府県民税率の所得割と不動産の持分に応じて次のように給付されることとなっています。

①消費税率8%時

所得税割額	収入額の目安	給付基礎額
6.89万円以下	425万円	30万円
6.89万円超	425万円超	
8.39万円以下	475万円以下	20万円
8.39万円超	475万円超	
9.38万円以下	510万円以下	10万円

※収入額の目安は、夫婦(妻の収入なし)及び中学生以下の子供が2人の場合の目安金額です。

※給付額は給付基礎額に持分割合を乗じて求めます。

なお、消費税率が10%になる際には、別の給付基準が設けられます。

